

「液化石油ガス安全高度化計画2030」 の取組状況について(LPガス事業者)



令和7年3月19日
一般社団法人 全国LPガス協会

「LPガス安心サポート推進運動」の実施について

当協会は、LPガスの保安確保の充実を図るため、様々な保安対策を実施してきている。令和3年度からは、国の「液化石油ガス安全高度化計画2030」に示された目標及びアクションプラン等と一体的に展開していくために、以下の項目を掲げ、実施しているところである。

1. 自主保安運動の名称

『LPガス安心サポート推進運動』

2. 運動の期間

5年(令和6年度は4年目)

補足:安全高度化計画は10年スパン、5年毎の見直しになっているので5年とする。

3. 目標(国の安全高度化目標と合わせている)

死亡事故 0~1件未満/年、人身事故0~25件未満/年

4. 運動の概要(安全高度化目標と合わせている)

国の安全高度化計画のアクションプランと一体的に展開

5. 具体的な進捗状況管理や進め方

◆アクション全体の進捗は数字で把握。

◆ガス漏れ時の事故防止としての「**業務用施設ガス警報器連動遮断の推進**」及び「**業務用換気警報器の設置促進**」に加えて、近年、災害時における容器流出が問題化していること等を踏まえ、災害対策として、「**軒先容器の二重掛け等流出防止推進**」の3点を重点取り組み事項に指定。

◆その他の取り組みについては、各都道府県協会の地域性を踏まえた状況にあった自主保安運動を展開。

「LPガス安心サポート推進運動」について ～推進項目別の主な活動例と重点推進項目～

大分類	中分類	小分類	液化石油ガス安全高度化計画2030のアクションプラン項目	販売事業者の主な活動例
(1) 事故対策	① 消費者起因事故対策	CO中毒事故防止対策	業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発	業務用に対する法定外周知の推進
			業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	業務用換気警報器設置促進
			安全型機器及び設備の開発普及 安全な消費機器等の普及促進	不燃防無し湯沸し・風呂釜の交換 Siセンサーコンロの普及
		ガス漏えいによる爆発 または火災事故防止対策	周知等による保安意識の向上	高齢者宅巡回事業の取り組み
			誤開放防止対策の推進	ガス栓カバー、検定品ゴムキャップ普及
			ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	ガス警報器設置率向上、期限管理徹底 業務用施設ガス警報器連動遮断の推進
	② 販売事業者起因事故対策	設備対策	消費設備調査の高度化	確実な点検調査の実施
			リコール対象品等への対応	リコール製品の対応
		その他事故防止対策	供給管・配管の事故防止対策	適切な工事施工管理体制
			調整器、高圧ホース等の適切な維持管理 軒先容器の適切な管理	調整器・高圧ホースの期限管理 閉栓先容器の撤去
(2) 自然災害対策	地震・水害・雪害対策	他工事事務事故防止対策	他工事関連周知等の実施	
		質量販売に係る事故防止対策	質量販売の自主保安促進	
		バルク貯槽等の告示検査対応	検査対応の前倒し、安全な入替体制構築	
	保安管理体制	災害に備えた体制構築	通報訓練の定期的な実施	
		迅速な情報把握	被害報告様式の全国統一様式使用推進	
		容器の転倒・流出防止対策	軒先容器の二重掛け等流出防止推進	
(3) 保安基盤	保安管理体制	雪害事故防止対策	雪害対策の推進	
		経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等 及び保安レベルの自己評価	経営者等の保安重視の取り組み宣言 自主保安活動チェックシート回収向上	
		販売事業者等の義務の再確認等	販売事業者の義務の再確認教育	
		長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	年間保安教育計画の策定状況	
	スマート保安の推進	自主的な基準の維持・運用		
		スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	集中監視設置率向上	
		その他のスマート保安に関するアクションプラン		

参考「液化石油ガス安全高度化計画2030」について

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目	主体者
事故対策	消費者起因 事故対策	CO中毒事故防止対策	▶ 業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発	LPガス事業者、国、第三者機関
			▶ 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	LPガス事業者
			▶ 安全型機器及び設備の開発普及	LPガス事業者、関係事業者
		ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	▶ 安全な消費機器等の普及促進	LPガス事業者、国、関係事業者
			▶ 周知等による保安意識の向上	LPガス事業者、国、都道府県、第三者機関
			▶ 誤開放防止対策の推進	LPガス事業者
			▶ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	LPガス事業者、国、都道府県、関係事業者
			▶ 消費設備調査の高度化	LPガス事業者
	販売事業者起因 事故対策	設備対策	▶ リコール対象品等への対応	LPガス事業者、国、関係事業者
			▶ 供給管・配管の事故防止対策	LPガス事業者
			▶ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	LPガス事業者
		その他事故防止対策	▶ 軒先容器の適切な管理	LPガス事業者
			▶ 他工事事故防止対策	LPガス事業者、国、都道府県、
自然災害対策	地震・水害・雪害対策	▶ 質量販売に係る事故防止対策	LPガス事業者	
		▶ バルク貯槽等の告示検査対応	LPガス事業者	
		▶ 災害に備えた体制構築	LPガス事業者、国、都道府県、	
		▶ 迅速な情報把握	LPガス事業者、国、都道府県、	
保安基盤	保安管理体制	▶ 容器の転倒・流出防止対策	LPガス事業者、国、都道府県、関係事業者	
		▶ 雪害事故防止対策	LPガス事業者、国、都道府県、	
		▶ 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価	LPガス事業者	
		▶ LPガス販売事業者等の義務の再確認等	LPガス事業者	
	スマート保安の推進	▶ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	LPガス事業者、国、第三者機関、	
		▶ 自主的な基準の維持・運用	第三者機関	
		▶ スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	LPガス事業者、国、第三者機関、関係事業者	
		▶ その他のスマート保安に関するアクションプラン	LPガス事業者、国	

(1) 事故対策 ①消費者起因事故対策 (CO中毒事故防止対策)

平成23年～令和2年 CO中毒事故件数47件(4.7件/年)

令和3年～令和6年 // 9件(2.3件/年)

※平成23年～令和2年事故件数は令和2年度液化石油ガス関係事故年報

※令和3年～令和6年事故件数は暫定であり、本事故件数は、令和7年2月時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある

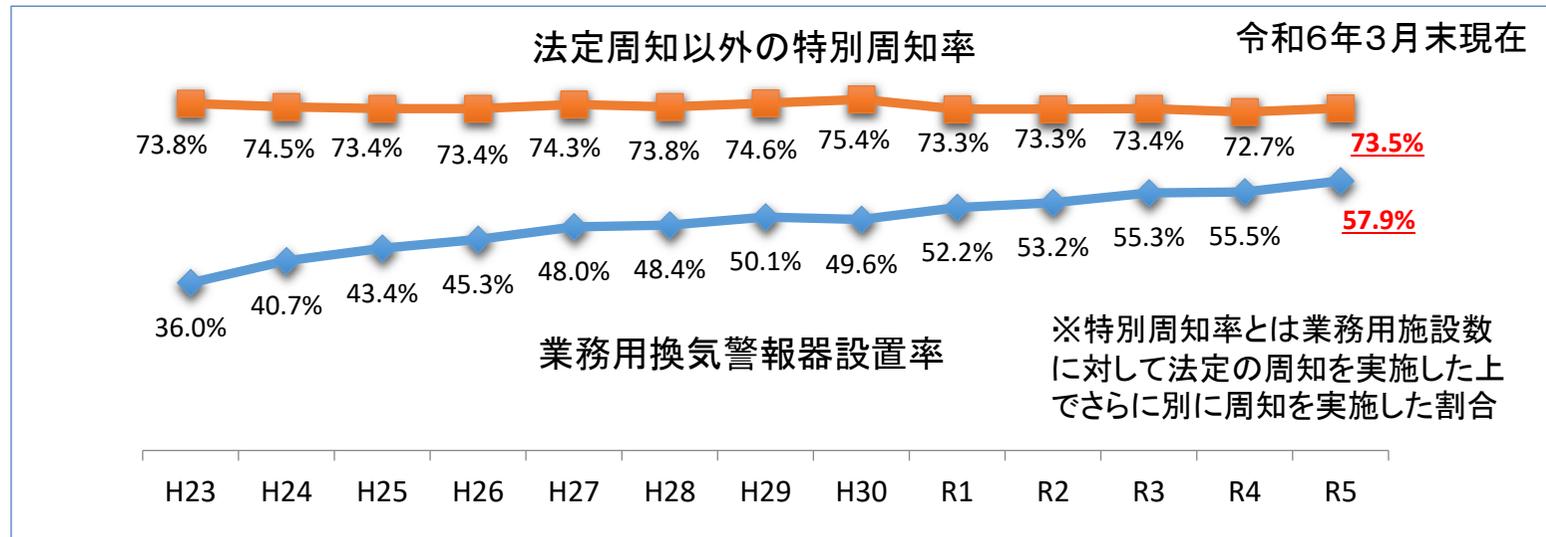
- 令和元年～令和4年においてはCO中毒事故は発生していなかったが、令和5年のCO中毒事故に続き、令和6年にも5件発生している。「給排気」の重要性について、更なる周知を実施していきたい。
- 近年発生したCO中毒事故は、業務用厨房施設に集中している。この状況を踏まえ、ガス機器を使用する事業者に対し、換気警報器の設置を促進するため、消費者への啓発活動が重要であり、経済産業省、(一社)日本ガス協会、(一社)日本コミュニティーガス協会と連携し、厚生労働省を通じて食品衛生責任者講習会等でチラシ及びメルマガによるCO中毒の危険性や予防策に関する情報周知、啓発を引き続き実施する。

(a) CO中毒事故防止対策

業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発

業務用換気警報器CO警報器の設置促進

安全型機器及び設備の開発普及



【周知チラシ】

一酸化炭素 (CO) 中毒の初期症状は、風邪に似ていると言われています。ガスや炭火などの「火」を使っているときに体調不良を感じたら、風邪と決めつけず、換気 (給気と排気) の確保を確認してください。

一酸化炭素 (CO) 中毒の症状

一酸化炭素 (CO) 濃度	一酸化炭素 (CO) の吸入時間と中毒症状
0.02% (20ppm)	2〜3時間で頭痛・吐き気・嘔吐
0.04% (40ppm)	1〜2時間で頭痛・吐き気・嘔吐、3〜4時間で意識障害
0.08% (80ppm)	45分間で頭痛・めまい・吐き気、1時間で意識障害
0.16% (160ppm)	20分間で頭痛・めまい、30分間で死亡
0.32% (320ppm)	5〜15分間で頭痛・めまい、30分間で死亡
0.64% (640ppm)	1〜2分間で頭痛・めまい、15〜30分間で死亡
1.28% (1280ppm)	1〜2分間で死亡

ガス会社のキッズさん

「業務用換気警報器」は、皆様とお客さまの心強い味方です！

職場で業務用換気警報器が鳴ったら〜

いつ一酸化炭素 (CO) 中毒になってもおかしくない、本当に危険な状態！
すぐに行動に移すことは、次の3つです。

- ① すぐにガス機器や炭火の使用をやめる。
- ② 換気をする。(ドアや窓を開けて換気をするか、換気扇などの換気設備が動いていなかったらすぐに作動させる。)
- ③ ガス会社に連絡する。

【公益社団法人日本食品衛生協会メルマガ12/17配信一部抜粋】

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について厚生労働省・経済産業省より情報提供がありました！

都市ガス、LPガスを使用している食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故が、毎年一定件数発生しております。

3つのポイントを実施して、一酸化炭素中毒事故を防ぎましょう！

1. ガス機器などの「火」を使うときは、必ず換気 (給気と排気) ！
2. ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的に点検を！
3. 万が一にそなえて、厨房や工場に一酸化炭素を検知する業務用換気警報器の取り付けを！ (詳しくは、ご契約のガス会社へお問合せください。)

【経済産業省ホームページ】

飲食店の皆様へ ガス安全使用のお願い

<https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1780464&c=43446&d=5c3c>

【厚生労働省ホームページ】

職場のあんぜんサイト 一酸化炭素中毒 (CO中毒)

<https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1780465&c=43446&d=5c3c>

※一酸化炭素中毒を防ぐ業務用換気警報器についての動画は、YouTubeでご覧いただけます。

<https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1780466&c=43446&d=5c3c>

※3つのポイントをまとめたチラシは、下記よりダウンロードいただけます。

◆一般社団法人日本ガス協会: <https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1780467&c=43446&d=5c3c>

◆一般社団法人全国LPガス協会: <https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1780468&c=43446&d=5c3c>

飲食店や食品工場などでガス機器が使われている皆様へ

ガスが正常に燃えるためには、酸素をたくさん含んでいる新鮮な空気が必要です。ガス機器を使っているときに酸素が足りなくなると燃焼が不完全になり、人体に有毒な一酸化炭素 (CO) が発生して中毒になるおそれがあります。

一酸化炭素 (CO) 中毒を防ぐためのポイントは3つ。毎日、職場の皆さんと一緒にチェックしてくださいね。

料理人 真田のユリさん

ガス機器を使うときは、必ず換気 (給気と排気) ！

大型のガス機器の使用や、複数のガス機器の同時使用が多い業務用厨房施設では、ガスを使用する量が非常に多くなり、新鮮な空気もたくさん必要となります。常にいる従業員が、必ず換気扇や換気設備を確認した上でガス機器を使うようにしましょう。なお、正常に燃えているガスの炎は青色です。

ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的に点検を！

ガス機器の給気口や換気設備の吸い込み口に油汚れやホコリなどがたまると、きちんと換気ができなくなり、一酸化炭素 (CO) 中毒になるおそれがあります。日頃からきれいに清掃し定期的に点検を受けましょう。

万が一にそなえて、厨房や工場にCO警報器の取り付けを！

一酸化炭素 (CO) は無色・無臭。発生に気が付かず中毒になる場合がほとんどです。そうならないよう、業務用厨房施設に合わせた「業務用換気警報器」の設置をお勧めします。

「業務用換気警報器」の取り付け方法 (動画) [こちら](#) からご確認ください！

約2分30秒の動画 (日本ガス協会制作) はQRコード (YouTube) からご覧いただけます。

ガスの正しい使用と安全な燃焼を！これらもガスの安全にご理解・ご協力をお願いいたします。

経済産業省 | 一般社団法人 日本ガス協会 | このチラシは行政機関・団体が作成しました。

一般社団法人 全国LPガス協会 | 一般社団法人 日本ガス協会 | 一般社団法人 全国LPガス協会 | 共同で作成しました。

- 業務用施設等においては安全装置の組み込まれていない業務用燃焼器もあるため、ガス漏れ発生時に自動的にガスを遮断するシステム、つまりガス警報器とガスメーターを連動させるシステムの普及を促進を図ることが重要である。
- ガス警報器工業会の協力もあり、各地で販売事業者向け講習会を実施し、連動遮断型ガス警報器の設置促進を図る取り組みを昨年度に引き続き実施している。
- 都道府県協会の事例として、ガス栓の誤開放防止の周知や経年劣化したガス機器について周知を行っている。

(b)ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策

安全な消費機器等の普及促進

周知等による保安意識の向上

誤開放防止対策の推進

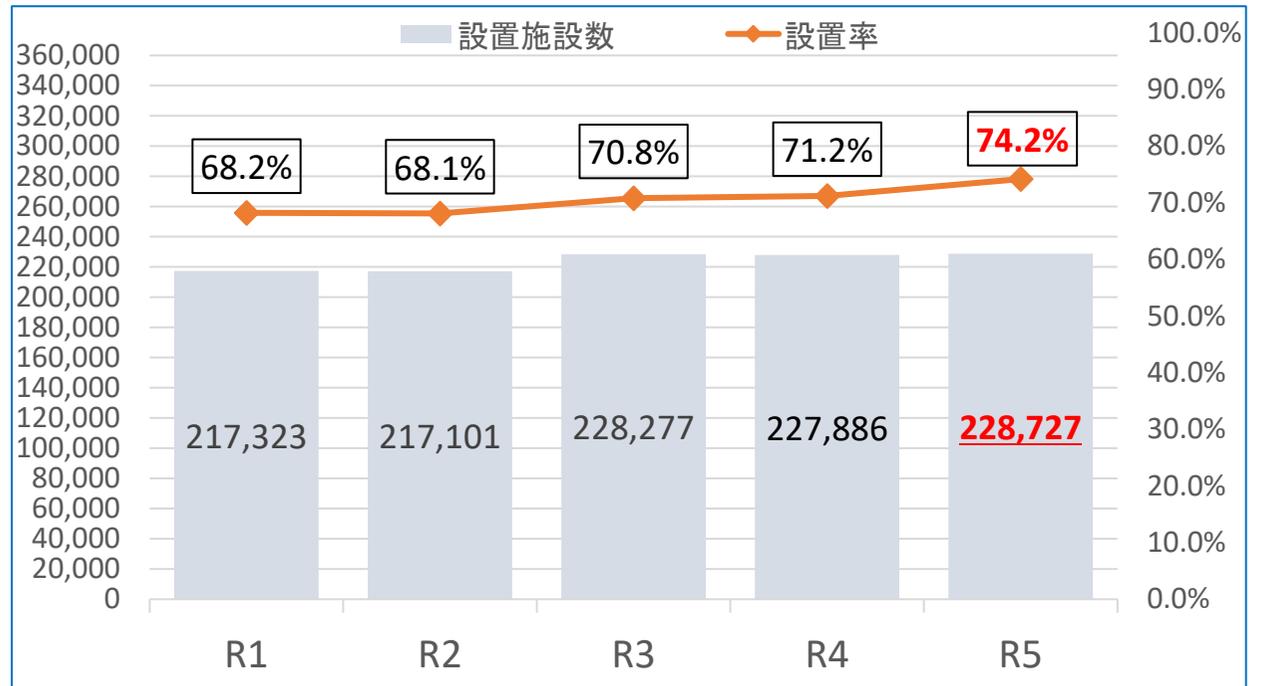
ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等

消費設備調査の高度化

リコール製品等への対応

業務用施設SB(EB)メータ連動率

令和6年3月末現在



※連動不要(屋外)の戸数は除外して連動率を計算

(1) 事故対策 ②販売事業者起因事故対策(設備対策)

- 調整器・高圧ホース等の経年劣化によるガス漏えい事故が発生していることを踏まえ、販売事業者は、機器の期限管理を自主的に行い、期限内の交換に取り組んでいる。
- 安全性を高めるため、令和4年より高圧ホース(気相用)の製造が、ガス放出防止型のみとなったため、交換時に伴いガス放出防止型のみホースに変更されていく。

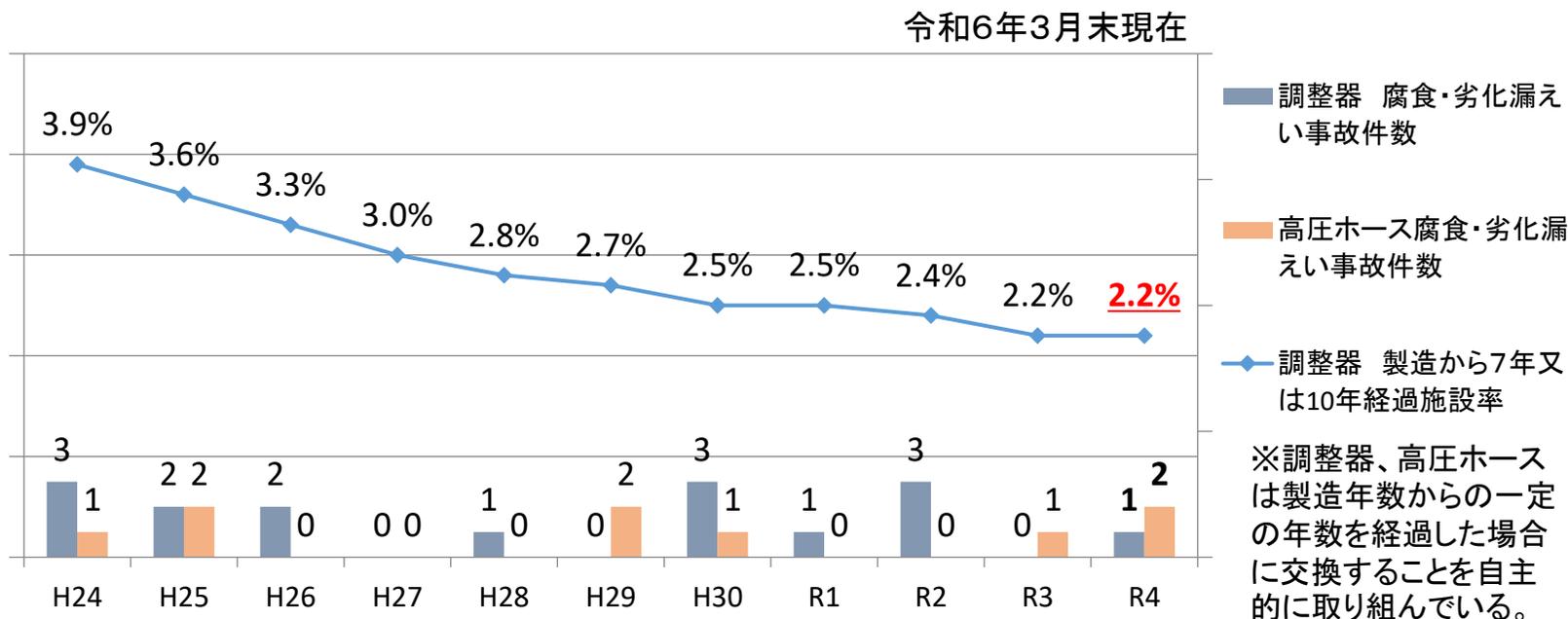
(c) 設備対策

供給管・配管の
事故防止対策

調整器、高圧ホース等の
適切な維持管理

軒先容器の
適切な管理

調整器・高圧ホース腐食・劣化による漏えい及び調整器の7年又は10年経過施設率



ホースの引張が加わると
ガスの通路が遮断する

(1) 事故対策 ②販売事業者起因事故対策(その他事故防止対策)

平成23年～令和2年 他工事事故件数330件(33件/年)

令和3年～令和6年 // 265件(66.3件/年)

※平成23年～令和2年事故件数は令和2年度液化石油ガス関係事故年報

※令和3年～令和6年事故件数は暫定であり、本事故件数は、令和7年2月時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある

- 消費者に対して、法定における周知文書内で注意喚起を行っている。
- 法定周知に加え、LPガス安全委員会が作成した保安ガイドチラシ(約13万枚)を販売事業者が配布することで、消費者と事業者双方への安全意識の向上を行った。
- 埋設ガス管を有する消費者のガスメーターや水道メーター付近に注意を促すタグを掲示することによりLPガス工事業者以外の工事業者へ注意喚起し、事故防止を図る。(埼玉県LPガス協会事例)
- 日本液化石油ガス協議会と共催で行っているウェブ講習では、販売事業者より事故が起きやすい例や対策について紹介する講習を行うことで情報の共有を図った。

(d) その他事故防止対策

他工事事故防止対策

質量販売に係る事故防止対策

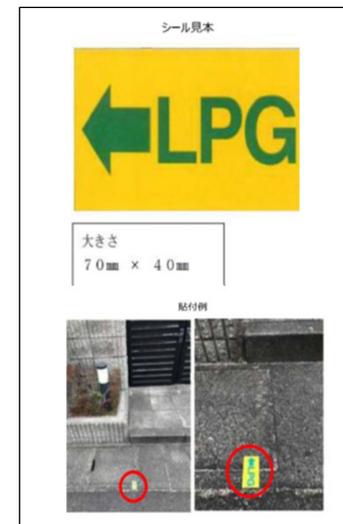
バルク貯槽等の告示検査対応

【保安ガイドチラシ】



(LPガス安全委員会)

【明示シール】



【注意タグ】



(2) 自然災害対策(地震・水害・雪害対策)

- ▶ 大規模災害発生時、被災地の都道府県LPガス協会から速やかにガス漏れ等の被災状況及び復旧状況等の収集を行うとともに、復旧に必要な資機材等が不足するおそれがある場合又は被災地以外の都道府県LPガス協会等への協力要請が必要と認められる場合等には、速やかにLPガス災害対応中央連絡会議を設置することとなっている。
- ▶ 令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、LPガス災害対応中央連絡会議(令和6年1月12日)開催し、関係団体に対し、LPガス機器関連支援等の協力依頼を行った。

(e) 地震・水害・雪害対策

災害に備えた体制対策

迅速な情報把握

容器の転倒・流出防止対策

雪害事故防止対策

【LPガス災害対策マニュアル】

令和5(2023)年3月 更新
経済産業省
高圧ガス保安協会

【会議次第】

L P ガス 災害 対応 中央 連絡 会議
議事次第
(一社) 全国 LP ガス 協会

日 時 令和6年1月12日(金) 16:00~17:00

開催方法 (一社) 全国 LP ガス 協会 Webex 会議システム

議 題 1. 被災地の被災状況について
2. 要請等による各団体の支援体制について

以上

(2) 自然災害対策(地震・水害・雪害対策)

- 令和3年6月の省令改正により、洪水浸水想定区域(想定最大規模)等で、1m以上の浸水が想定される地域の消費先に設置されている充てん容器について、流出防止措置を講ずることが義務付けられた。令和6年3月末時点での調査結果では、措置済みの割合は78%、6月までに達する見込みは90%となった。未措置の箇所については、期限までに確実な完了を要請した。

(e) 地震・水害・雪害対策

災害に備えた体制対策

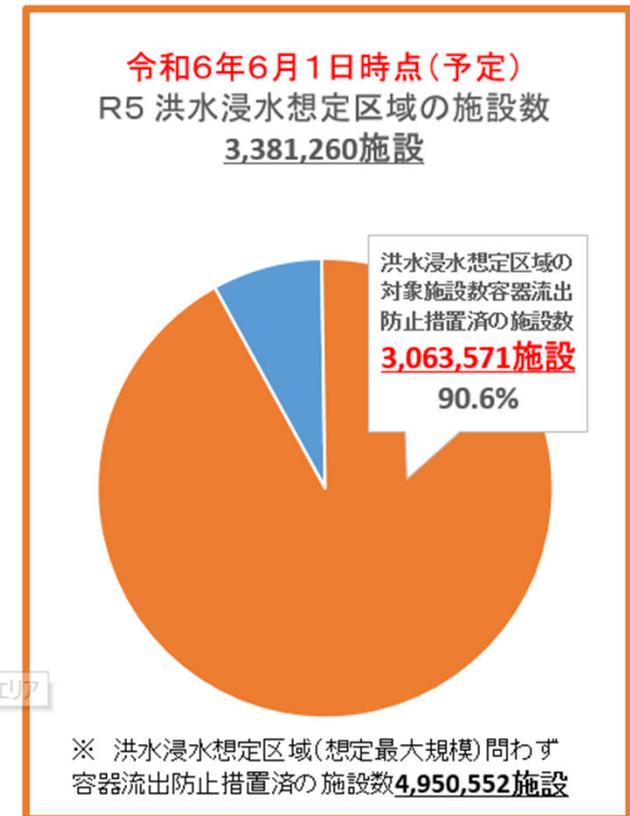
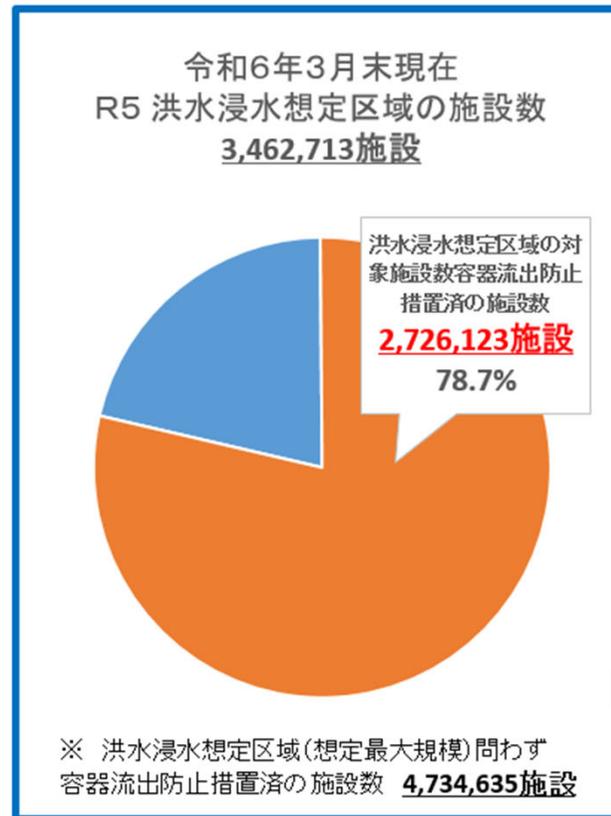
迅速な情報把握

容器の転倒・流出防止対策

雪害事故防止対策

容器流出防止措置状況

令和6年3月末現在



(2) 自然災害対策(地震・水害・雪害対策)

平成23年～令和2年 雪害等の自然災害 件数295件(29.5件/年)

令和3年～令和6年 // 件数 56件(14件/年)

※平成23年～令和2年事故件数は令和2年度液化石油ガス関係事故年報

※令和3年～令和6年事故件数は暫定であり、本事故件数は、令和7年2月時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある

- 雪害による調整器や高圧ホースの折損事故が多発していることから、雪囲い等の対策が困難な設備に対しては、新設時や設備交換時に調整器を配管に直接接続する構造に変更するか、調整器や高圧ホースをガス放出防止機能付きへ切り替える対策を講じるよう促している。

(e) 地震・水害・雪害対策

災害に備えた体制対策

迅速な情報把握

容器の転倒・流出防止対策

雪害事故防止対策

【保安ガイドチラシ】

雪害対応LPガス保安ガイド

安全・安心にお使いいただくために
雪害事故に注意

LPガス設備の損傷に注意

調整器、ガスメーター、高圧ホース、LPガス

【LPガス設備が損傷した「ガス臭いと感じた」…その時の対応は!】
ガスの使用をやめて、すぐに「緊急時連絡先」か「LPガス販売店」に連絡してください。

- 器具類、ガスの圧力、メーター、ガス栓および高圧ホースをすべて確認してください。
- 安全確認が済んだらガスは使用しないでください。
- 火災は絶対に使用しないでください。火災源となる火気、換気扇、電気などのスイッチにも絶対手を触れないでください。
- 電気のスイッチは切る時にも火花がでます。切ることもしないでください。

LPガス安全委員会 経済産業省

水害時対応LPガス保安ガイド

警戒レベル4
避難指示で必ず避難

安全・安心にお使いいただくために
水害時の対応

警戒レベル5「緊急安全確保」の発生を待たずに避難してください。警戒レベル4は、すでに災害が発生し避難が可能な状況です。

警戒レベルと避難情報

- 1 早期注意情報 気象庁発表の大雨警報が発表されたら
- 2 大雨・洪水・高潮注意報 気象庁発表の大雨特別警報、洪水特別警報、高潮特別警報が発表されたら
- 3 高齢者等避難 避難指示が出たら
- 4 避難指示 避難指示が出たら
- 5 緊急安全確保 避難指示が出たら

「避難」には4つの行動があります。前段からどう行動するか決めておきましょう!

- 行動が可能な避難場所への立ち寄り
- 安全なホテル・旅館への立ち寄り
- 安全な親戚・友人宅への立ち寄り
- 国内安全確保

詳しくは、内閣府等が作成するチラシおよびホームページをご覧ください。

LPガス安全委員会 経済産業省

(3) 保安基盤

- リスクマネジメントの考え方を導入し、販売事業者による自主保安活動の徹底を図る。具体的には、「自主保安活動チェックシート」を活用した自己診断を実施することで、各事業者が自らの保安状況を客観的に把握し、改善活動を継続的に行うことで、保安レベルの向上に努めている。
- 同チェックシートの結果に基づき、令和6年度液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰においては、優良13社(所)が表彰を受けた。
- 安全機器の普及状況調査の結果を基に、講習会や会議で具体的な事例を共有し、関係者への安全意識の向上を図ることで、自主保安活動の活性化を促し、事故防止に貢献している。

(f) 保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

LPガス事業者等の
義務の再確認等

長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

自主的な基準の
維持・運用

【自主保安活動チェックシート】

自主保安活動チェックシートの提出
及び
LPガス消費者保安功績者表彰実施要領

令和6年度

経済産業省・LPガス安全委員会
(一社)全国LPガス協会・都道府県LPガス協会

【安全機器普及状況等調査票】

令和6年3月
(一社)全国LPガス協会
都道府県LPガス協会

LPガス販売事業所 御中

令和5年度「安全機器普及状況等及び需要開発推進取組状況等」に関する調査について(お願い)

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
皆様には、保安対策及び需要開発並びに競合エネルギー対策など各種活動を実施いただき、併せて下記の調査に継続してご協力いただいております。
なお、本調査は、業界全体の安全機器の普及や需要開発等への取り組み状況を把握し行政、消費者等へLPガスの信頼性をPRする重要な調査になります。
つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、令和6年3月末現在の状況について、調査票の各項目をご記入の上、所属の都道府県協会へご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

- 保安対策につきましては、自主保安運動をはじめとした様々な事故防止対策を実施いただき、近年のLPガス事故件数は低位で推移しているものの、さらなる事故防止対策をご推進いただき一層の事故件数低減をお願いいたします。
なお、大規模な自然災害により消費者先設置容器の流出を防止することを目的に、令和3年12月に容器流出防止措置に関する省令が施行され、対象の地域においては、本年6月までに措置を講じること(令和3年12月1日現在、設置されている供給設備及び消費設備においては、令和6年6月1日までは、なお従前の例によること)が求められております。これを受け、対象数及び措置を講じた施設数等の実態把握が必要となることから本年3月末現在の措置数及び省令施行前日の本年6月1日時点(予定)の施設数をご記入ください。
- 需要開発につきましては、平成25年度より業界挙げて実施しております需要開発推進取組状況に加え、近年のカーボンニュートラルへの対応をすべく省エネ機器への拡販についても調査をさせていただきます。
- 取引の適正化につきましては、現在、国においてLPガス事業者による過大な営業行為の制限、ガス消費と関係のない設備の費用をLPガス料金に計上することの禁止等、液化石油ガス法に係る制度改正の検討が行われており、消費者に選ばれるエネルギーとなるために取引の適正化・料金の透明化に向けた対応が一層重要となってきます。
なお、この制度改正により、賃貸集合住宅入居希望者へのLPガス料金の事前提示は努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)及び入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要(義務づけ)となる方向です。
- 本年度につきましては、石油石炭税に係る還付措置に係る実態を把握いたしたく、農業・林業・漁業へのLPガスの販売状況について調査をさせていただきます。

※本報告書にご記入いただきました個人情報につきましては、本報告書の内容等のお問い合わせのみにご使用させていただきます。

敬 具

(3) 保安基盤

- 通信技術の進歩により、LPWAなどの無線通信やスマートメーターを活用した集中監視システムの導入が進んでいる。今後は、このシステムをさらに活用し、常時監視による保安業務の効率化を図り、安全性の向上に向け、一層の普及を図る。また、認定販売事業者制度における資格取得の推進を行うことで、高度な保安体制の効率化を図っていく。

(g) スマート保安の推進

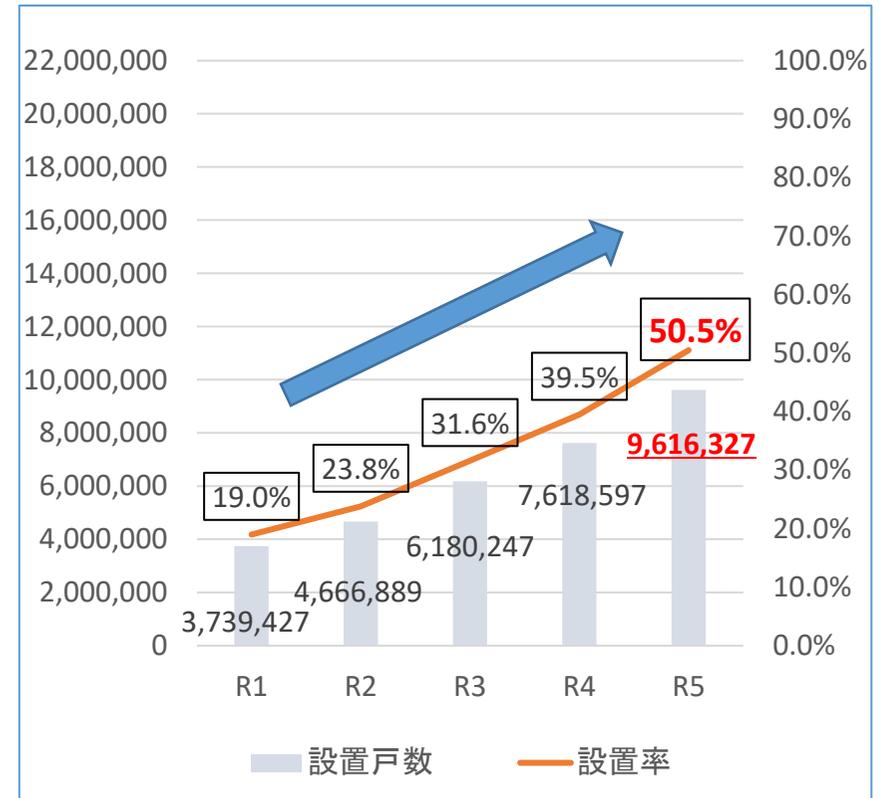
スマートメーター・集中監視等を利用した保安の高度化

その他のスマート保安に関するアクションプラン



集中監視システム設置率等

令和6年3月末現在



令和6年には、飲食店においてCO中毒事故が発生し、複数の方が負傷されました。この事故を踏まえ、次年度においては、以下の点に重点を置き、保安確保に努めてまいります。

◆ 業務用換気警報器の設置促進

厨房施設等におけるCO中毒事故を防止するため、換気警報器の設置を促進する。

◆ 業務用施設ガス警報器連動遮断の推進

ガス漏れ発生時、警報器と連動してガス供給を遮断するシステムの導入を推進し、爆発事故等の被害拡大を防止する。

◆ 他工事事故防止対策の強化

他工事による事故防止のため、関係団体等と連携し、工事事業者への周知徹底を図る。

事故を防止していくためには、消費者、経済産業省、メーカーのご協力が必要不可欠となることから、一層のご協力をお願いします。

保安関係の取組について

消費者へ安全で安心してLPガスをご利用いただくため、法規制の改正や技術革新に対応するため、保安業務規程の見直しを定期的に行い、常に最適な安全対策を講じる。

【定期消費設備調査における課題への対応】

➤ 課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での調査が困難となり、詐欺・強盗被害の増加により、顧客の警戒心が高まり、消費者宅へ入ることが出来ずに調査を完了できない問題を抱えている。

➤ 解決策

LPガス業界では、張力式高圧ホースやマイコンメーター、LPWA、ヒューズガス栓など、保安確保機器の充実に努め、LPガス事故の減少に貢献してきた。しかしながら、点検調査の内容は、1997年の液石法改正以降、大きな変化がないという現状は、見過ごせない問題である。

◆ 近年、保安確保機器の機能は飛躍的に向上しており、点検調査の内容も現状に合わせて見直す必要がある。

【電磁的周知の活用における課題と対応】

➤ 課題

書面による周知方法は、LPガス供給開始時などには有効な手段であるが、継続的な安全啓発においては、時代の変化に伴いその効果が薄れてきている。一方で、事業者側では、人手不足やコスト増加等の課題を抱えており、効率的な情報伝達手段の確立が求められている。

➤ 解決策

電気通信事業法の解釈では「ウェブページへの記載に対し、URLやQRコード等、当該ページを閲覧するために必要な情報をSMSを含む電子メールで送信し、又は書面葉書でも可に記載して交付することにより契約書面に代えることができる」とある。液石法でもこの考え方を踏まえ、URLやQRコードを利用した検針伝票や請求書で代替できるのか、明確な基準を示すべきである。

- ◆ 消費者も安全意識が高まり、より詳細な情報提供や説明を求めるようになってきていることから情報収集が容易である電磁的周知を活用する。
- ◆ LPガスの安定供給を維持するためには、事業者の負担軽減と情報伝達の効率化が不可欠であり、プッシュ型の周知方法から脱却し、多様なコミュニケーション手段を検討することで、より効果的な保安活動を実現する。

【LPガス容器と火気における2mの保安距離への課題と対応】

➤ 課題

エアコン室外機が火気に該当するかどうかについては、行政機関の間で解釈が統一されておらず、多くの場合、過剰な規制が課されている。この状況は、LPガス業界に多大な負担をかけ、物流の効率化を阻害するなど、深刻な影響を与えている。

➤ 解決策

一般家庭で広く使用されているインバーター式エアコン室外機が、どのような根拠で火気に該当すると判断されているのか、明確な基準を示すよう求める必要がある。

◆ 下記を基にガスヒートポンプまたは一部の空調室外機を除く室外機は火気非該当とする。

【参考】着火源とならない電気設備

※それ以外の電気製品は、着火源となる可能性があります。

- ① 直接裸火を持たないこと。
 - ② 320℃より高温となる部分を持たないこと。
 - ③ 接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火（着火）エネルギーより小さいこと。あるいは、接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。
- ※日常使用しない接点など（保守および点検用など）は、接点として扱わない。

上記3項目を全て満たすこと。